

犯罪被害に遭われた方への支援をはじめました



本市では、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「秦野市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和4年4月1日から施行しました。

『もし、自分や大切な人が犯罪被害に遭ってしまったら…』

犯罪被害は誰にでも起こりうる問題です。市では、犯罪被害に遭われた方やご家族の心に寄り添い、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「秦野市犯罪被害者等支援条例」に基づき総合的な支援を行います。



市ホームページで
支援内容などの詳細を確認できます。

支援内容

- 令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害を対象とします
- 犯罪被害は、被害届が警察に提出され受理されたものを対象とします
- 支援内容ごとに、対象者、申請の期限等の要件があります

支援金支給

経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害に遭われた方に支援金を支給します。

● 遺族支援金 50万円

犯罪により亡くなった被害者(市民)のご遺族に支給します。

● 重傷病支援金 10万円

犯罪により重傷病を負った被害者(犯罪発生時に市民)に支給します。

● 性犯罪被害支援金 5万円

性犯罪の被害者(犯罪発生時に市民)に支給します。



日常生活支援

犯罪被害により家事や保育など日常生活が困難になった被害者の方に、日常生活の支援を行います。

● 配食サービス費用の助成 1人につき、1日あたり1000円を上限に30日まで

犯罪被害により家事などの日常生活が困難になった場合に、配食サービスを利用した費用を助成します。

● 一時預かりサービス費用の助成 子1人につき、1日あたり8500円を上限に10日まで

犯罪被害により児童の家庭での保育が困難となった場合に、一時預かりサービスを利用した費用を助成します。

● 転居費用の助成 1件につき、20万円を上限に1回まで

犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、新たな住居への転居に要した費用を助成します。

専門相談支援

犯罪被害により直面している法律の問題や精神的な被害について、専門相談を行います。

● 法律相談 1回あたり60分を目安に2回まで無料

犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を行います。

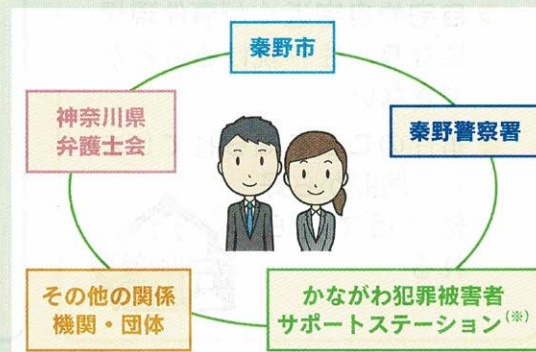
● カウンセリング 1回あたり60分を目安に10回まで無料

専門的な知識を有するカウンセラーによるカウンセリングを行います。



支援体制

犯罪に遭われた方やご家族が1日でも早く日常生活を取り戻すことができるよう、相談内容や状況に応じ、市と関係機関が連携して途切れることのない支援を行います。



※神奈川県・神奈川県警察・認定特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター

秦野警察署と協定締結

市と警察機関が連携して被害者の方に適切な支援ができるよう、秦野警察署(岩淵浩二署長)と協定を締結しました。

【協定締結の内容】

- ① 犯罪被害者等が必要とする支援に関すること
- ② 条例の広報に関すること
- ③ 市民等への啓発に関すること



締結の様子(令和4年3月29日)

相談窓口

- 犯罪被害に遭われた方やご家族が直面しているさまざまな問題について、ご相談をお受けします
- 「秦野市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援を提供します
- 必要な情報の提供や助言を行うほか、相談内容や状況に応じて関係機関をご案内します

ひとりで悩まず
ご相談ください

秦野市犯罪被害者等総合支援窓口
(市民相談人権課内)

☎(82)5128(直通)

受け付け

月～金曜日 午前8時半～午後5時
(祝日・年末年始は除く)



性犯罪・性暴力被害に遭われた方の
専門相談窓口

神奈川県

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ
支援センター「かならいん」

☎#8891または
045(322)7379

(24時間365日受け付け)

※どなたでもご相談できます。(性別等は
問いません)

『犯罪被害に遭うと…』

知っていただきたいことがあります

犯罪の被害に遭われた方やご家族は、突然のことに混乱する中、強い恐怖や怒りを感じたり、自分を責めたりするなど、心身に起こる変化やさまざまな問題に直面することになります。そのため、日常生活をおくることが難しくなってしまうことがあります。

日常生活のこと

- 家事や育児が手につかない
- 外出ができなくなり、必要な用事もできなくなる



心身の不調

- 強い不安感
- 眠れない
- 食欲が出ない
- 自分を責めてしまう
- 感情のコントロールができない



住居のこと

- 自宅や自宅近くが事件現場になり、住み続けることができない
- 事件のことを知られてしまい、周囲から好奇の目で見られる



経済的なこと

- 仕事に行けなくなってしまう、経済的に困窮する
- 被害により、医療費、裁判に伴う費用などさまざまな費用がかかる



仕事のこと

- さまざまな手続きに時間を要し、仕事を休む必要があるが、職場の理解が得られない
- 仕事が手につかない
- つらくて会社に行けない

周囲の人の言動のこと

- 周囲の無責任なうわさ話や興味本位の質問
- マスコミ等の過剰な取材や配慮に欠ける報道
- 被害者の心情に沿わない安易な励ましや慰め



二次被害ってご存じですか

犯罪による被害は、命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を取られるなどの直接的な被害だけではなく、心身の不調や苦痛、周囲の無理解や配慮に欠ける言動など、被害後に生じるさまざまな問題を「二次被害」といいます。

例えば、周りの方が励ましのつもりでかけた言葉が、被害者の方やご家族を傷つけ、回復を妨げてしまう場合があります。

身近な「二次被害」の例

- 決めつけてしまう
「あなたは強いから大丈夫ですよ」など
- 安易な励ましやなぐさめをしてしまう
「早く忘れて前向きに生きなくちゃ」「元気を出して」など
- 被害の状況を人と比べる
「もっとつらい人がたくさんいるよ」
「命が助かっただけでも良かった」など

大切なことは

「寄り添う気持ち」です

日常生活を取り戻すまでの道のりは、一人ひとり違います。

その方の気持ちや起こっている出来事を理解し「寄り添う」ことや、「いつもどおり、自然に接する」ことが大切な支援となります。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョuttoちゃん」

地域みなさんのチカラが必要です

犯罪被害に遭われた方やご家族が、住み慣れた地域で安心して日常生活を取り戻すためには、地域みなさんの理解と支えがチカラになります。

地域全体で支えるため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



令和3年度の主な取り組み

条例制定にあたり、「自分や身近な人が犯罪に巻き込まれたとき、どのような支援が必要なのか」を考える機会とするとともに、支援の重要性について市民のみなさんの理解を深めていただくため講演会を開催しました。講師には犯罪被害者ご遺族の糸賀美恵さんをお招きし、犯罪被害者の実態や被害者にとって真に必要な支援とは何かについてお話をいただきました。

また、11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」に合わせて、市役所教育庁舎や市図書館に啓発コーナーを設置するなどの取組を実施しました。

令和4年度も犯罪被害者支援講演会を実施します。詳細は決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。



講演会の様子



啓発コーナー（市図書館内）

「秦野市人権施策推進指針」を改定しました

平成18年に策定した「秦野市人権施策推進指針」を改定しました。この指針は、本市の人権施策の基本的な方向性を示すものです。

今回の改定では、犯罪被害者等支援条例に基づく施策を追加したほか、新たな人権課題や法整備の状況を反映しました。改定後の「秦野市人権施策推進指針」は、市ホームページで閲覧できます。



〈主な改定内容〉

- 「犯罪被害者等の人権」に関する施策を追加
- 新たな課題を追加
「災害に伴う人権」「人身取引」「北朝鮮当局による人権侵害問題」
- 法整備の状況を反映
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」など

問い合わせ 人権推進担当 ☎(82)7618